

堺市監査委員公表第29号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月11日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	財政援助団体監査 (社会福祉法人堺市社会福祉協議会)	
監査実施期間	令和6年11月1日～令和7年3月26日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 社会福祉法人堺市社会福祉協議会	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等
<p>3 経理について</p> <p>(1) 協議会の経理規程では、固定資産について、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記帳整理をしなければならないとされている。</p> <p>しかし、固定資産の管理状況を確認したところ、プールほか4件について、撤去していたにもかかわらず、固定資産台帳及び貸借対照表の固定資産に計上されたままになっていた。</p> <p>[事業資金残高の適切な管理について(意見)]</p>	<p>平成29年度に行った堺市総合福祉会館7階熱源設備外更新工事の際に、7階に設置していたプールを撤去しましたが、その時点で除却すべきところ、その処理が漏れていました。</p> <p>固定資産の現物管理については、その年度に登録または除却の届出があったものは、年度末に台帳との突合を行っていましたが、異動があったものの現物確認が不十分であったことが今回の除却漏れに気付くことができなかった原因です。</p> <p>今回の御指摘を受け、令和6年12月27日に固定資産管理台帳及び貸借対照表の修正を行いました。今後についても全ての固定資産について、台帳と現物との確認を年1回実施します。</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉協議会</p>

<p>堺市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金について、市は国費を原資とするもの（以下「補助金(国費充当分)」という。）と市費を原資とするものを、協議会へ交付している。協議会では、当補助金を含むひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の会計経理について、他事業の会計経理と分けて管理することとされている。</p> <p>補助金(国費充当分)の国費の補助率は、協議会の事業費の9割となっており、国費の交付額と協議会の事業費(実支出額)の9割(以下「実績額」という。)との差額について、年度ごとに返還することは、国から求められていない。そのため、市は補助金(国費充当分)の交付額と実績額との差額の返還を協議会に求めておらず、結果として当該差額は事業資金として協議会が保有している状態にある。なお将来、当貸付事業において新規貸付が終了する場合には、その後債権管理のため最長9年にわたる事務費が必要になる見込み、とのことである。</p> <p>令和5年度の補助金(国費充当分)では、貸付金への申込受付終了後(申込期日は令和5年12月28日)に協議会から市に対して補助金交付申請(令和6年1月)が行われた。この時、協議会は貸付金を国費の交付申請時(令和5年9月)における貸付金見込額で積算しており、市は協議会の申請額どおりの補助金交付を行った。そのため、</p>	<p>御意見を受け、令和6年度の補助金(国費充当分)については、市と協議した結果、事業資金残高を踏まえ令和7年2月7日に644万6千円の交付申請、同年3月3日に同額の交付請求を行いました。</p> <p>今後は、資金残高を考慮し、市と事業費の精査を行い、適切な資金管理を図ります。</p> <p>御意見を受け、令和6年度については、協議会と事業資金残高の必要額を協議、精査をした結果、令和7年3月17日に644万6千円を支払いました。これにより年度末の協議会の保有資金は、令和5年度と比較し、663万円減少となりました。</p> <p>今後(令和7年度以降)は、当該年度において必要である事業費をより一層的確に算出し、年度末の事業資金残高の見込額を踏まえ、本市から協議会に交付する補助金額を精査し、協議会の保有資金の適切な運用を図ります。</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉協議会</p> <p>子ども家庭課</p>
---	---	--------------------------------------

補助金(国費充当分)の交付額と実績額との差額が約 760 万円生じた。また、令和 5 年度には国費の交付申請時点では考慮していなかった償還金収入なども生じたため、結果として令和 5 年度末の事業資金残高は前年度末より約 866 万円増加した。

平成 28 年度から開始された当貸付事業において協議会には既に一定の資金残高がある中で、今後も、協議会が事業資金残高の状況の特段考慮せず、また市が国費の交付申請時における貸付金見込額を基に補助金(国費充当分)の交付を行えば、貸付金が事業費の大半を占める以上、事業資金残高は年々増加し続けるおそれがある。

協議会は、必要以上の事業資金を保有することがないように、当貸付事業に必要な資金の規模を精査されたい。また、市は、協議会の事業資金残高や貸付金の受付状況等を考慮の上、補助金(国費充当分)の交付を行われたい。